

埼例規第21号・外

昭和54年5月1日

埼玉県警察本部長

移動交番車運用要領の全部改正について（例規通達）

（概要）

本通達は、団地の造成、分譲住宅の建設等都市化の進展に伴い、警ら・警戒活動を強化する必要がある地域における移動交番車の効果的な運用に関し必要な事項を定めたものである。